

## 許可の条件

- (1) 使用の許可をした港湾施設（以下「許可施設」という）を、公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、又は次に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消し、または変更することがあること。
- (2) 管理者が許可施設の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならないこと。
- (3) 許可施設の保全のための立ち入り、または実地調査を拒んではならないこと。
- (4) 許可施設を許可した目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 使用の許可を受けた者が故意または過失により許可施設をき損し、汚損し、若しくは荒廃し、または原形を変形してはならないこと。
- (6) 使用の許可を受けた者が、許可施設に建物又は工作物を設置し、または増築し、改築し若しくは移築してはならないこと。
- (7) (4)・(5)・(6) に掲げる条件に違反したときは、当該許可施設の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) (4)・(5)・(6)・(7) に掲げる条件は、その原因又は行為が使用の許可を受けた者の代理人、使用人、その他の従業者に行為による場合についても、適用があること。
- (9) 許可期間（許可期間経過後で許可施設の引渡し前の期間も含む。）内に、使用の許可を受けた者の責めにより許可施設その他県の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用の許可を受けた者に対し、損害の全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が、損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに事故の責めに帰するものではないことを証明しなければならないこと。

## 付記

この処分に対して不服のある者は、地方自治法238条の7の規定により、この処分のあった事を知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。